

兵庫県公報

平成21年10月9日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則（社会援護課）	1
○ 美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（農林経済課）	1

公布された法令のあらまし

●災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第58号）

自然災害により住家が床上浸水した世帯に係る災害援護金の支給額を増額することとした。

●美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第59号）

平成21年台風第9号又は同年7月及び8月の豪雨により甚大な被害を受けた農業者等の資金需要に対応するため、これらの局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な美しい村づくり資金のうち知事が別に定めるものの償還期限及び据置期間を、それぞれ7年以内及び2年以内とすることとした。

規 則

災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第58号

災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則

災害援護金等の支給に関する規則（昭和48年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 自然災害の款住家の床上浸水の項中「30,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成21年8月9日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。



美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第59号

美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則

美しい村づくり資金利子補給規則（昭和62年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（償還期限等の特例）

4 平成21年台風第9号又は同年7月及び8月の豪雨により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金のうち知事が別に定めるものに係る別表5の項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」と、「1年」とあるのは「2年」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。